(表)

						年 月	日
	荒川区保健所長	殿					
			BB÷n →	住 所			
			開設者	氏 名			
					((っては、名称 所在地及び代表		
診療所(歯科診療所又は助産所)開設							
許可(届出)事項一部変更届							
開設許可(届出)事項を変更したので、医療法施行令第4条第1項、第3項又は							
第4条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。							
÷¬							
			記 				
1	名	称					
			荒川区	-	丁目 番	号	
2	開 設 の	場所	電話番	•			
3	開設許可(届 及び番号	出)年月日		年	月 日 号		
4	変更し	た理由					
5	変 更 年	■ 月 日		年	月 E		
6	変更した事項	変更事項					
		変更前					
		変 更 後					

7 添付書類

(注2:3)

- 1)管理者交代の場合は、臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書
- (注2·3) 2)新たに診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し
- 3) 病室の定床数が減少する場合には、変更前と変更後の平面図(縮尺200分の1以上)を 添付すること。
- 4) 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し
- (注1) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。
- (注2) 平成16年4月1日現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。)第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。
- (注3) 平成18年4月1日現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者は、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。